

中国四国防衛局さわやか行政サービス推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年9月1日

中国四国防衛局長 月橋晴信

中国四国防衛局さわやか行政サービス推進委員会設置
要綱

(設置)

第1条 中国四国防衛局における行政サービスの向上を図る観点から、行政サービス業務の見直しを行うとともに、その改善策を審議し推進するため、中国四国防衛局に「中国四国防衛局さわやか行政サービス推進委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員を持って構成する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長、調達計画課長及び報道官をもって充てる。

(運営)

第3条 委員長は委員会を招集し、委員会の事務をつかさどる。

2 委員会は必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第4条 委員会は審議結果を取りまとめ、局長に報告するものとする。

(関係部局の協力)

第5条 関係部局は、関係職員の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は総務課において処理する。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。